

利用できる介護サービス

在宅・施設・地域密着型サービス

介護保険で利用できる介護サービスは、介護を受ける場所によって、大きく3つに分けることができます。ひとつは自宅で生活しながら利用できる「在宅サービス」、もう一つは施設に入所して受ける「施設サービス」です。さらに、在宅と施設の両方で受けられる「地域密着型サービス」もあります。

◎在宅サービス

住み慣れた自分の家で受けられる在宅サービスには、「訪問」「通所」「宿泊」の3つの柱があります。サービスを利用することで介護をする側とされる側、両方の負担が軽減されます。

■自宅訪問を受けて利用する

【要介護】訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

【身体介護】

- ・食事、入浴、排せつの介助
- ・衣類の着脱の介助 ・服薬の確認 など

【生活援助】

- ・住居の掃除 ・食事の準備、調理
- ・洗濯 ・買い物 ・薬の受け取り など



以下のサービスは介護保険の対象となりません。ご注意ください！

●利用者以外の家族のための家事

- ・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し ・自家用車の洗車、掃除
- ・来客の応対 ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 など

●日常生活の家事の範囲を超えるもの

- ・花木の水やり、草むしり ・話し相手のみ、留守番 ・ペットの世話
- ・大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ など

●金銭・貴重品の取扱い

- ・預金の引き出し、預け入れ

●リハビリや医療行為

●利用者本人が不在のとき



事業所名 さるふつやすらぎ苑訪問介護事業所
住所 猿払村鬼志別北町70番地
連絡先 電話：01635-3-4046 FAX：01635-2-3093
営業日・時間 平日・土曜日・日曜日・祝日 8時30分～17時30分

【要介護】訪問看護

【要支援】介護予防訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

【要介護】居宅療養管理指導

【要支援】介護予防居宅療養管理指導

医師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

事業所名 猿払村国民健康保険病院
住所 猿払村鬼志別北町28番地
連絡先 電話：01635-2-3331 FAX：01635-2-3480
営業日・時間 平日 8時30分～17時15分



【要介護】訪問リハビリテーション**【要支援】介護予防訪問リハビリテーション**

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士などが自宅を訪問してリハビリテーションを行います。

事業所名 老人保健施設ら・ぷらーさ（訪問看護ステーション あい）
住所 稚内市栄1丁目24番1号
連絡先 電話：0162-29-4322 FAX：0162-29-4323
営業日・時間 平日 8時45分～17時15分

**■短期間施設へ入所する（ショートステイ）****【要介護】短期入所生活介護****【要支援】介護予防短期入所生活介護**

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所することで、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

事業所名 さるふつやすらぎ苑短期入所生活介護
住所 猿払村鬼志別北町70番地
連絡先 電話：01635-3-4046 FAX：01635-2-3093
営業日・時間 平日 8時30分～17時30分
部屋数 9部屋

**◎施設サービス**

介護保険制度で利用できる「施設サービス」には、さまざまな種類や入居の条件があります。専門家による介護を受けられることや、緊急時にも安心できる対応など、多様なニーズに対応しています。村内では、介護老人福祉施設1か所となります。

■施設に入所する**【要介護】介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人が対象の施設です。食事や入浴など日常生活上の介護や健康管理が受けられます。

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

事業所名 特別養護老人ホームさるふつやすらぎ苑
住所 猿払村鬼志別北町70番地
連絡先 電話：01635-3-4046 FAX：01635-2-3093
入所定員 30名

**◎地域密着型サービス**

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援を行うサービスです。在宅と施設利用の両方のサービスがあり、地域密着で介護を支えます。

※原則として他の市区町村の地域密着型サービスは利用できません。

【要介護】小規模多機能型居宅介護**【要支援】介護予防小規模多機能型居宅介護**

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

事業所名 小規模多機能型居宅介護施設 楽楽心（ららは一と）
住所 猿払村鬼志別南町243番地
連絡先 電話：01635-2-2722 FAX：01635-2-2711
利用定員 登録29名
営業日・時間 訪問：平日・土曜日・日曜日・祝日 終日
 通い：平日・土曜日・日曜日・祝日 9時00分～16時00分（延長可）
 泊まり：平日・土曜日・日曜日・祝日 17時00分～9時00分
部屋数・定員 9部屋・29名



【要介護】認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【要支援2】介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※要支援1の方は入居できません。

事業所名 グループホーム かやのみ

住所 浜頓別町北1条4丁目8番地

連絡先 電話：01634-2-2115 FAX：01634-2-2214

利用定員 2ユニット 18名



【要介護】地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下の小規模な通所介護です。

自宅からの送迎により、食事・入浴などの介護や機能訓練などが日帰りで受けられます。

事業所名 デイサービスセンターさるふつやすらぎ苑

住所 猿払村鬼志別北町70番地

連絡先 電話：01635-3-4048 FAX：01635-2-3093

営業日・時間 平日 8時30分～17時00分

送迎サービス あり



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要介護認定で要支援1・2と認定された方は、村が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。また、自立した生活を送ることができる方は「一般介護予防事業」に参加できます。

◎介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

- ・要支援1・2の人
- ・生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

訪問型サービス「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

※事業所名等は、在宅サービス「訪問介護」（4ページ）を参照



通所型サービス「介護予防通所介護（デイサービス）」

日常生活上の支援や、レクリエーション、通いの場の提供、専門職による短期的な指導などを行います。

※事業所名等は、地域密着型サービス「地域密着型通所介護」（6ページ）参照



◎一般介護予防事業

【対象者】

- ・65歳以上で必要な方

高齢者の皆さんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならない様にするための教室などを実施します。

- ・機能訓練教室
- ・グループリハビリ教室 など

※詳しくは、地域包括支援センターにお問い合わせください。



生活環境を整えるサービス

【要介護】福祉用具貸与（レンタル）

【要支援】介護予防福祉用具貸与（レンタル）

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割が利用者の負担です。



要介護4・5の方が利用可能

要介護2・3の方が利用可能

要支援1・2/要介護1の方が利用可能

①手すり（工事をともなわないもの）②スロープ（工事をともなわないもの）
③歩行器 ④歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）

⑤車いす ⑥車いす付属品（電動補助装置等）⑦体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
⑧移動用リフト（つり具の部分を除く）⑨特殊寝台 ⑩特殊寝台付属品（マットレス等）
⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫床ずれ防止用具

⑬自動排泄処理装置（原則として要介護4・5のみ）

【要介護】特定福祉用具販売（購入費支給）

【要支援】特定介護予防福祉用具販売（購入費支給）

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際に、一年度10万円を上限に購入費の7割～9割を支給します。（購入前に村へ申請が必要です。）

●腰掛便座（便座の底上げ部材を含む） ●自動排せつ装置の交換部品
●入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等） ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具部分

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



【要介護】住宅改修費支給

【要支援】介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、1つの住宅につき、改修費が20万円を上限に改修費の7割～9割を支給します。

費用を全額支払った後に、村から給付費が支給される「償還払い」が一般的です。

※改修前に村へ申請が必要になります。担当ケアマネジャーに相談しましょう。

◎介護保険の対象となる改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事 など



手続きの流れ（事前と事後の申請が必要です）

【償還払い（後から払い戻される）の場合】

- ①相談
担当のケアマネジャー等に相談します。
- ②事前申請
改修を始める前に必要な書類を提出します。
・住宅改修が必要な理由書 ・支給申請書 など
- ③改修依頼・支払い
村から着工の許可が下りてから着工します。
改修費用を事業所に一旦全額支払います。
- ④事後申請
支給申請の為の書類を提出します。
・着工後の写真 ・費用の内訳書 など
- ⑤給付（払い戻し）
改修が介護保険の対象であると認められた場合
介護保険対象代金の7～9割が支給されます。